

啓蒙スペインの新定住地域開拓事業

——その理念を中心として——

立 石 博 高

一

一七七五年末、新定住地域総監督官オラビーデは、ポンスに宛てた書簡で、新定住地域スベリンテンヂェンテに宛てた書簡で、新定住地域に新たな開拓地域の地理的広がりを次の様に描写している。「シエラ・モレーナとアンダルシアの新定住地域は、前者がハエン県とラ・マンチャ県とを区分する曠野に、後者がコルドバ県とセビーリャ県の間位置しているが、その幅は二、三、場所によっては四レグアで、距離は合わせて二七レグアの広がりを持っている（一レグアは約五・五七キロメートル）⁽¹⁾」そしてこの両新定住地域は、一七七六年五月の同地域総監督官オンデアーノの実状報告書によれば、一五の町（自治体）と二六の属村アルデアを擁し、農民家族数が一八九三（人数にして八一七九人）、職人家族数が五五三（人数にして二二四一人）、合計して二四四六の家族、一〇四二〇人が居住していた。そして、これらの町と属村の中心部に一一七二の家屋、領域に散在して一一一〇の家屋、合わせると二二八二の家屋が建てられており、教会と礼拝堂の数は二六であつ

た⁽²⁾（〔表1〕と〔図1〕を参照）。

ところでこれらの地域、特にシエラ・モレーナは、一七六〇年代までは荒野に幾つかの小村と粗末な宿屋、そして隠者の庵^{ヘルミタ}が見出されるだけで、マドリーからセビーリヤ、カディスへの王道の通過場所にも拘わらず、獣や盗賊の横行を許していた⁽³⁾。一八世紀後半の外国人やスペイン人の各種の旅行記はこの地域の状況を克明に描写しているが、たとえばフランス人のブルゴワンは次のように記している。「アルムラディエルを過ぎると我々はシエラ・モレーナに近づく。二〇年前にはこの地方は旅行者の恐れであった。そこを通過し西へ行くのには……生命の危険を冒さねばならなかった⁽⁴⁾。」同じくフランス人のペイロンによれば、「これらの山地（シエラ・モレーナ）は、かつて全くの荒蕪地であり、数世紀前から泥棒と狼の隠れ場として役立っていた。そこには、幾つかの孤立した宿屋しか見出せなかった。……愛国者の何人かは開墾を提案したが全て無駄に終わっていた⁽⁵⁾。」

しかしながらこの曠野は、一七六〇年代末に開始されたカルロス三世（在位、一七五九—一七八八年）の政府の開拓事業のおかげで、大きな変貌を遂げる。一八世紀末にポンスはこの変貌を次のように謳っている。「この（シエラ・モレーナの）通過は、かつては……恐ろしく危険なものであったが、今はここは楽しく、気持ちのいい、大変快適なところとなっている。かつてうんざりするほど荒涼としていた地には、……新定住地域（の事業）のおかげで、植民者達の住む家屋が間を置いて見出される。」「これらの植民者達は、各人が二八、あるいは三〇ファネーガ（一ファネーガは約〇・六四ヘクタール）の土地、一部のものは五〇ファネーガ以上の土地を耕作している。かつてはここでは何も収穫されず、茂みと雑草が全てであった……」⁽⁶⁾

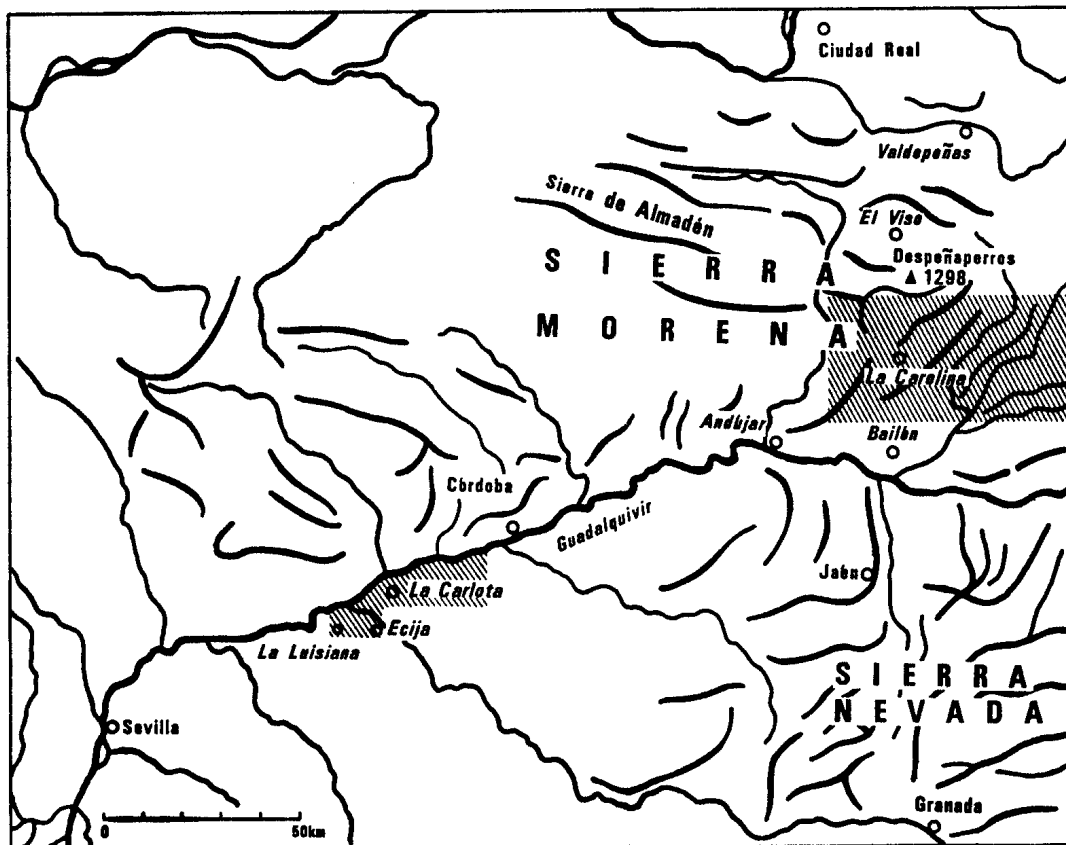
さて、この開拓事業の発案自体は、前国王フェルナンド六世（在位、一七四六—一七五九年）の治世期に既に見ら

〔表1〕 両新定住地域の家族・家屋数 (1776年5月)
 (出典) “Estado de las nuevas poblaciones de Sierra Morena,
 año 1776”, Archivo de Campomanes, 40-19 より作成

	農民家族		職人家族		合計		教会・ 礼拝堂	町 村 (中心部) の家屋	散在 家屋	家屋 合計
	家族 数	人数	家族 数	人数	家族 数	人数				
〈シエラ・モレーナ〉自治体——属村										
カロリーナ(首市)	276	1294	395	1567	671	2861	2	341	186	527
ナバス・デ・トロサ	123	563	13	48	136	611	1	50	81	131
カルボネロス	103	415	16	59	119	474	1	58	83	141
グアロマン	126	512	43	174	169	686	1	56	114	170
ルンゾラル	36	179	6	23	42	202	1	8	49	57
サンタ・エレナ	82	341	21	92	103	433	2	31	54	85
ミラソダ	36	155	15	61	51	216	1	36	18	54
アルデア・ケマード	91	365	18	93	109	458	1	98	70	168
アルキーリヨス	90	439	13	65	103	504	2	20	73	93
ベンダ・デ・ロス・サントス	45	223	9	43	54	266	1	22	46	68
モンテイソン	48	235	4	16	52	251	1	18	42	60
〈アソダルシエラ〉										
ラ・カルロータ(首市)	380	1587			380	1587	5	164	145	309
ラ・ルイシエナ	210	863			210	863	3	95	85	180
フエソテ・バルメーラ	167	671			167	671	3	136	23	159
サン・セバスティアン	80	337			80	337	1	39	41	80
合計	15		26		1893	8179	26	1172	1110	2282

図1 シエラ・モレーナとアンダルシアの両新定住地域
(斜線部分)

(出典) Defourneaux, M., *Pablo de Olavide ou l'Afrancesado (1725-1803)*, Paris, 1959, p. 174.



れたものであり、⁽⁷⁾一七六一年にはアンダルシア街道の整備が王令によって打ち出されていた。⁽⁸⁾しかしながらこの開拓事業が具体的に実現化に向って動き出したのは、一七六六年三月の「エスキラーチェ暴動」の惹起後、啓蒙的貴族のアランダ伯がカステイリャ顧問会議議長に就任してからのことであった。⁽⁹⁾即ち、同年五月にバイエルン出身の退役軍人で投機家のテュリーゲルが、プエルト・リコと南アメリカの開拓のために六千人の植民者をドイツとフランドルで募るといふ計画を国王に申し出ると、⁽¹⁰⁾カルロス三世の政府は同計画の是非をめぐっての審査を開始した。まず、ペルー出身でマドリーのサン・フェルナンド救貧院の設立にその手腕を発揮した啓蒙的改革派の官僚オラビーデに対して、この件に関する

答申が求められた。⁽¹¹⁾ 同年一二月に彼は、植民者の中の三分の二はスペイン人で占められるというような外国人の同化政策が採られることを条件に外国人のスペイン領土への入植に賛成したが、合わせて入植地としては、スペイン国内のシエラ・モレーナや他の荒蕪地が望ましいとの見解を提出した。⁽¹²⁾ 次いで顧問会議検察官カンポマーネスが、外国人植民者を活用したシエラ・モレーナ開拓事業について賛同する旨の報告を行なった。⁽¹³⁾ そして一七六七年二月二六日に、顧問会議は国王に対して、シエラ・モレーナの開拓事業計画を提出し、二月二八日、王令による承認を受けた。⁽¹⁴⁾

この結果、テュリーゲルと大蔵大臣ムスキスとの間で、外国人導入契約が交わされ、それは一七六七年四月二日に勅許証として布告された。これは、テュリーゲルはドイツとフランドルで六千人のカトリック教徒の植民者を募ってスペインの港まで彼等を運んでくること、その報酬として一人当りにつき三二六レアルの金を受領する、というものであった。⁽¹⁵⁾ 翌年にはスイス人のヤオハともスイス人の一〇〇家族の移住契約が交わされ、⁽¹⁶⁾ 一七六七年九月から一七六九年七月までの間に合わせて約七二〇〇人のドイツ語圏の外国人植民者（ドイツ、スイスとサヴォア、ロレーヌとアルザス）がスペインの新定住地域へ移住した。⁽¹⁷⁾ 当初の計画では入植地域はシエラ・モレーナに限定されていたが、オラビーデの提言により一七六八年九月にコルドバからエシーハに至る荒れ地も入植の対象とされ、その地域はアンダルシア新定住地域の名称を与えられた。⁽¹⁸⁾ 他方、契約によって移住して来た外国人植民者の中には多数の不適格者が含まれ、開拓の困難による病気や疫病のために多くの死亡者や逃亡者が生じ、⁽¹⁹⁾ 政府は一七六八年末以降、スペイン国内のカタルーニャやバレンシア地方からの植民者を受け入れることとした。⁽²⁰⁾ こうして、一七七〇年には両新定住地域に一五八五家族が入植しており、その中のスペイン人家族の数は二四八であったが、次第にその数が増加し、外国人家族を圧倒することになった。⁽²¹⁾ 新定住地域全体の推移は不明であるが、シエラ・モレーナに関する一七六九年から一

七八一年の変化は、「表2」の如くである。

これらの新定住地域の開拓事業を遂行する権限は、アランダ伯、カンポマーネスらの推奨によってオラビーデに委ねられた。一七六七年六月二二日に彼は、「セビーリヤ都市長官、アンダルシーア地方軍隊監察官、新定住地域総監督官」に任命され、一七七五年末まで新定住地域の発展に尽くした。そして、この総監督官の権限を規定し、新定住地域の入植者の義務と権利を定めたものが新定住地域特別法であった。この特別法は、オラビーデの協力を得て顧問会議検察官カンポマーネスが編纂したものであり、一七六七年七月五日にカルロス三世の勅許証として公布さ

〔表2〕 シエラ・モレーナ新定住地域の人口の推移
(1769~1781年)

(出典) Palacio Atard, V., *Los españoles de la Ilustración*, Madrid, 1964, pp. 194-195
より作成。

年	スペイン		外国人		合計	
	家族数	人数	家族数	人数	家族数	人数
1769					1101	4760
1770					1103	4113
1771					1141	5360
1772					1121	4755
1773					1063	4542
1774	622	3086	480	1806	1102	4892
1775	873	4259	494	1857	1367	6116
1776	891	4454	468	1755	1359	6209
1777	920	4300	476	1771	1396	6071
1778	792	3868	454	1886	1246	5754
1779	857	3649	457	1832	1314	6481
1780	830	3272	446	1735	1276	5007
1781	791	3130	404	1502	1195	4632

れた。⁽²³⁾

二

さて、この新定住地域特別法に基づいて開始され展開した開拓事業は、その着手の動機や理念、具体的遂行過程、あるいは諸結果のいずれに関しても、アンシャン・レジーム末期の「社会的実験」として興味深いテーマである。何故ならば、パラシオ・アタールが指摘する様に、一八三五年に特別法が廃止され、この地域が王国の全般的統治・法制度に編入されるまでの約七〇年間の時代にわたって、「着手する際の諸原則、あるいは遂行する際の方法をめぐって、植民政策に関する多様な意見」が生じ、この政策をめぐる社会的諸利害の対抗過程の中で、「その政策の指導原理も又不易というわけにはいかなかった」のであって、⁽²⁴⁾ これらの問題を考察することは、要するにこの時代の改革、所謂啓蒙的改革の歴史的 성격と意義を明らかにする作業だと言えるからである。

そして本稿では、この新定住地域開拓事業に関する研究の序説として、新定住地域特別法の諸条項を分析することによって、アランダ伯、カンポマーネス、オラビーデらの啓蒙的改革派官僚が構想した開拓地域の農村社会とはどのようなものであったかを明らかにしたい。既ち、開拓事業の理念の問題がここでの検討課題とされる。

その具体的な分析に入る前に、問題点を明らかにするために、これまでの研究の代表的な理解を紹介しておきたい。⁽²⁵⁾ 第⁽²⁶⁾まず、開拓事業が着手された理由に関しては、諸研究が異口同音に指摘する様に次の三点を挙げることができる。第一には、一般的に荒蕪地域の人口と経済的富の増大ということである。第二には、特にシエラ・モレーナの地域が選⁽²⁷⁾択された理由として、マドリーからカデイスまでの王道——新大陸貿易の拠点港と帝都とを結ぶ幹線道路——の安全確保ということであり、その道路上で最も危険であった同地域に諸村落を建設することによって盗賊横行を抑止しよ

うとしたわけである。⁽²⁷⁾ 第三には、啓蒙的改革派官僚が最大の関心を寄せた点であるが、王国の中に広汎に存在する未開墾地・荒蕪地の開拓を奨励するために、そのモデルとなるような農村社会を建設しようとしたことである。この第三の点に関してオラビーデは次のように述べていた。「(新定住地域から) 生じる利益は、……単に土地に入植し、産物を増加し、人間を増やすということではない。」「私は、スペインの全ての村落、そして特にアンダルシアの村落に適用するモデルを入植地に築こうと思っていた。」⁽²⁸⁾ (傍点は筆者、以下も同様)

一九世紀以来のスペインの伝統史学が、第一点のみを強調して、この開拓事業を中世以来の再征服・再植民との連続で捉えようとし、啓蒙的改革の中で固有に現われたモデル的農村社会建設の意味を捨象していたことは、既にドゥフルノらによって批判されている。⁽²⁹⁾ しかしながら、第三点に挙げられたこのモデルが如何なる理念に基づいて構想され、如何なる歴史的意味を持つものであったかに関しては、これまでに十分な考察がなされたとは言い難く、又その議論が分れるところでもある。

さて、この点の一般的な理解によれば、アンシャン・レジームの社会が蒙っていた悪弊の除去の試みと捉えられる。カーロ・バローハによれば、この開拓事業は、「スペインの農村社会の多くが蒙っていた弊害を免れ、理想的特徴を具えた……農村社会を創設する実験」であった。⁽³⁰⁾ 又、パラシオ・アタールによれば、やはり「歴史的遺贈によって足枷をはめられない理想的田園社会を創設する」試みであり、新定住地域の新しい社会には「旧スペインの旧社会で時とともに蓄積された欠陥」が排除されようとした。⁽³¹⁾ 更にドミンゲス・オルティスは、これらの見解を踏襲して次のように述べる。「階級の相違、死手地、メスタ(長距離移動牧畜業者組合)の諸特権、領主所領、その他啓蒙家達がそれに対して挑んできたがあまり成功を収めることのなかった過去の残滓が存在しない、そうした理想社会の試み

であった。⁽³²⁾

このような理解は、啓蒙的改革をアンシャン・レジームに対抗する近代的な改革として捉え、それに積極的評価を与えているわけであるが、果して新定住地域のモデルが、旧社会の枠組を乗り越えるようなものであったか、我々は疑問とせざるを得ない。諸弊害・欠陥の除去の試みが、必ずしも旧社会の根底的批判に繋がるものではないからである。

他方、ガルシーア・カーノは、モデル的農村社会にフィジオクラートの農業発展の理念を見ようとするが、⁽³³⁾後述するように新定住地域特別法で規定される農業経営は、フィジオクラートの提唱した大経営とは異なって、それぞれに独立した農民家族の小経営であり、この理解は正しくない。⁽³⁴⁾そこでドウフルノは、これを「農業（農地）個人主義」の原則に立ったものであると述べ、合わせて、オラビーデらの改革理念がフランスの人口増殖主義者、特にフィジオクラシー改宗前のミラボーの思想的影響を受けたものである、と指摘した。⁽³⁵⁾確かに、スペインの啓蒙的改革者の農業重視論は、自由主義的側面を含みつつも決して自由放任主義ではなく、国家による規制・指導のもとに小農経営を創出・擁護することを目的としているのであるから、⁽³⁶⁾このようなドウフルノの理解は、妥当と思われる。しかしながら、モデル的農村社会においては、共同体的な慣行や規制も又、農業経営存立の不可欠の要素として規定されており、「農業個人主義」の用語は必ずしも適切ではない。

逆に、国家的保護と共同体的規制の面を重視したのが、一九世紀末のコスタの理解であって、彼はブルジョア的・自由主義的改革の過程で没落した小農民層の社会的救済の道を模索する中で、「⁽³⁷⁾農業集産主義」の先駆的形態・実践としてこのモデル村落の実験を捉えたのであった。⁽³⁷⁾同様の理解は、近年ロペス・デ・セバステイアンによってもなさ

れているが、⁽³⁸⁾啓蒙的改革期のアンシャン・レジーム国家の利害から提唱された小経営擁護論を、その歴史的・社会的脈絡から切り離して評価するという点で、我々はこのような見解に同意できない。

最後に、アベリヤンは、モデル的農村社会の理念を「ユートピア」思想の系譜の中に位置付けようとするが、⁽³⁹⁾国家的事業として着手された開拓事業は、むしろ充分な現実的動機と基盤を持っていたと思われる。以下、これらの問題に答えるために、新定住地域特別法の具体的分析に移りたい。

三

前述した様に、啓蒙スペインのモデル的農村社会の構造を規定したものが、七九ヶ条からなる新定住地域特別法^{フエロ}であった。その理念型と現実に築かれた村落の実態とに少なからぬ乖離が生じたことは言うまでもないが、その点の検討は今後の課題として、⁽⁴⁰⁾ここではこの特別法に即して、モデル的村落の構造を明らかにしたい。⁽⁴¹⁾

△新定住地域総監督官^{スベリンテンデント}▽

新定住地域の開拓事業を遂行する「完全なる権威」が、同地域総監督官に授与された。即ち、新定住地域は、その開拓事業が達成され充分な発展を遂げるまでは（この期間についての明言はない）王国の共通法^{プレチヨ・コムン}に基づく地方行政・司法制度に包括されない特別地域と規定された。そして同地域特別法^{フエロ}に基づく総監督官の権限は、経済（財政）問題については王室財政の総監（財務総監）に、その他の全ての問題については顧問会議の第一統治法廷にのみ従属するものとされた（特別法第五二条——以下も同様）。

△新定住地域の画定▽

新植民の対象地域は、シエラ・モレーナ地方の未開墾地であり、「山脈とすそ野の地域で総監督官が新村落を設立するのにふさわしいと判断した場所」と定められる〔第二五条〕。そしてこの判断のために幾つかの条件が提示されている。即ち、「健康的で充分に通風があり、環境の不順を引き起こすような淀んだ水域のないところ」であり〔第五条〕、産物の搬出の容易さと盗賊横行の抑止と言う理由から、「王道またはその周辺」であること〔第三二条〕。更に、新定住地域に隣接する町村住民との係争を避けるべく、地域の境界の画定に十分な注意を払うことが求められている〔第二三条〕。そのために、それぞれの新村落と領域の詳細な図面を作成することが総監督官に義務付けられる〔第五、一三、二六条〕。

△定住の基礎単位▽

後述するように各植民者ポブラシオン農民家族は土地を分与されて開拓に従事することになるが、彼等が入植する場所の基礎単位は、定住区画である。即ち、「各々の定住区画は、一五、二〇、あるいは最大でも三〇の家屋からなり、それぞれに相応な土地が与えられる」〔第六条〕。しかもそれぞれの家屋を農地に隣接して建てるのが奨められる〔第七条〕。

△自治体▽

新定住地域の諸定住区画は、三から五ごとに自治体と呼ばれる地方行政単位に纏められ、この領域は教区フェリグレスと重

なっている。まず教区としての側面から特別法の規定を見ると、住民の精神的統治は全く一人の教区付き司祭の責任とされる〔第一四条〕。反対に施療活動を含む全ての世俗的統治に聖職者が関与することは禁じられ、修道院その他の聖職者団体の設立も禁じられる〔第七七条〕。一方、外国人植民者に対する精神的統治のために当面はその言葉を話す者が教区付き司祭であらねばならないと定められ、その司祭職に就く許可書は、総監督官の任命があつて、司教区の司教によって与えられるとされる〔第一八条〕。又、教区付き司祭のための住居と教会は、自治体の中心部に建設することが定められる〔第一五条〕。

住民の世俗的統治を担う自治体の制度は、次のように規定される。自治体を構成する各定住区画は、それぞれ一人の代表委員を選出し、これらの者は自治体会議アユンタミエントの統治役となる。他に、一人の司法官アルカルデ、一人の住民代弁人ベルソネーロが選出されて村会の構成員となる。これらの役職は決して世襲化されてはならず、恒常的に選挙によるものとされる。但し最初の五年間は総監督官が選出を行なうことができるレヒドールと定められる〔第一四条〕。一方、自治体の中心部に自治体庁舎、監獄を建設すると定められる〔第一五条〕。

△新定住地域の住民▽

以上のように、地方統治・行政に関しては、「政府（国王）——新定住地域総監督官——自治体——教区——定住区画——農民家族」の制度が設けられている。モデル的農村社会が分散的な小村落を基礎に建設されることが明らかとなったが、そこに定住を許可される住民に関しては、次のように規定される。まず、テュリーゲルとの移民契約に基づいて移住を許可されたカトリック教徒の外国人植民者である。次いで、外国人植民者との結婚を望むスペイン人で

あるが、シエラ・モレーナの周辺地域の出身者は除かれる〔第二八条〕。更に、近隣のものを含め各救貧院に収容されているスペイン人を外国人との結婚のために新定住地域へ連れてくることが総監督官に許可されている〔第二九、三〇、三一条〕。こうした自由意志の、あるいは半強制的な結婚による者の他、スペイン国内のカタルーニャなどの外辺地域の住民、そしてカトリック教徒の外国人は、自由意志で新定住地域に移住を望むならば、契約による外国人植民者と同じ条件（権利と義務の）でそれが許可される〔第七二、七三条〕。

△植民者への土地の分配▽

新定住地域の植民者は、耕作のために五〇ファネーガ（約三二ヘクタール）の土地が与えられるが〔第八条〕、この分与地は所有地としてではなく、「永代借地協約」^{パクト・エンフィテウティコ}に基づき永代借地ないし保有地として与えられるものである〔第一〇条〕。即ち、「上級所有権」^{ドミニオ・ダイレクト}は王室のものであり、それを承認する理由で永代借地料の支払いが植民者に義務付けられる〔第六六条〕。但し開墾に要される二年間（必要と見なされた場合はそれ以上の期間）は、この地代の支払いを免除される〔第五四、五五条〕。

更に、この借地契約は植民者に対して次のことを義務付けており、それに違反した場合、土地は没収される。まず、分与地を抵当・担保の対象としてはならず、死手団体^{アソシムエルト}（教会や修道院）へ譲渡してもならない〔第一〇条〕。それぞれの分与地は囲い込まれるか明確な境界が設けられねばならず、合わせてその保有の確定のための事項が分配台帳に記載される〔第一二条〕。こうして耕作のために囲い込まれた分与地を植民者は少なくとも一〇年間は放棄することができず、従って別の場所への移住も禁じられる〔第五九条〕。そして一〇年間の経過後、続いて分与地の利用

権を享受したいのならば、家屋の居住と耕作が維持されねばならない〔第六〇条〕。他方、分与地は決して分割されずに保持されねばならず、相続であれ譲渡であれ、それが一人の人物に部分的に継承されることも二つ以上が継承されることも許されない〔第六一、六二、六三、六四条〕。なお、相続ではなく譲渡による所有権（保有権）の移譲の場合は、その譲渡価格の五〇分の一を移転税として王室に払わねばならない〔第六五条〕。

△農業経営上の諸権利と諸義務▽

新定住地域における各農民家族の農業経営は、「これらの村落において植民者は、同時に農民と家畜飼育者であらねばならず、そのことなくして農業の繁栄は達成されない。」と述べられる〔第六七条〕ように、農耕と家畜飼育の一体化した経営と規定される。⁽⁴²⁾そこで家畜飼育のために牧草地の確保が不可欠であり、共同放牧地利用の問題が生じる。⁽⁴³⁾その点を含めて植民者が享受する諸権利は次のようなものである。

まず、既に述べたように五〇ファーネーガの土地が分配される。又、果樹や葡萄を栽培するために、丘や斜面の若干の土地が分配される〔第九条〕。更に、開墾と経営に着手する際にまず必要とされる様々な道具類、家畜（二頭の牛、五頭の羊、五頭の山羊、五羽の雌鶏、一羽の雄鶏、一匹の雌豚）、最初の年のための穀物・豆類などが各農民家族に提供される〔第三五、四五条〕。⁽⁴⁴⁾牧草に関しては、谷間や山地の共有地、牛の飼養牧場、共同牧草地の住民による共同利用が定められており、移動牧畜業者が家畜を入りこませることは許されない。又、囲い込まれた自己の分与地の牧草、刈り跡の株、葡萄の葉は、各農民が排他的に利用できる〔第九、二一、六七、七六条〕。

他方、農業経営の諸義務に関しては、分与地の借地契約で規定されたように、分配された土地の根こぎ、開拓を指

定された年数（二年間、状況によってはそれ以上の期間）でやり遂げ、その後常に耕作が行なわれねばならない。そしてこの囲い込まれた分与地は分割することも集積することも許されない。又、農耕と結合した家畜飼育を行なうことも農民の義務である〔第六七条〕。加えて、土地が灌漑地であるのならば、その設備の維持と補修を義務付けられる〔第八条〕。

△自治体住民としての諸負担▽

新定住地域の植民者は、自治体住民であることによってその領域内の共同放牧地利用権などを享受するわけで、このことから逆に自治体に対して諸負担を負うことになる。まず、自治体内の「共通の有用性（利益）」のための施設である教会、村庁舎、監獄、かまど、粉ひき場の建設と維持に対して住民は労力を提供する義務を負う〔第七〇条〕。かまどと粉ひき場の強制利用による収益は、その独占権をもつ自治体の資産に組み入れられる〔第一七、七一条〕。他に自治体収入のためには、その自治体所有地（ティエラ・コンセルヒル）の一部が住民に賃貸される場合と、共同耕地（セナール）として設定される場合がある。後者においては住民は、共同で耕作のために労力を提供せねばならず、その収益は自治体のもとなる〔第二二、七一条〕。前者では賃貸料が自治体に納められるが、その契約に関して自治体住民はよそよりも優先権を与えられる〔第六八、六九七一条〕。

△政府（国王）への諸負担▽

新定住地域の住民が、分与地の永代借地契約に基づく諸義務を負うことは既に述べた。この他に住民は、教会十分の

一税を王室へ納める必要がある。未開墾地の開拓によってもたらされるそれは、新開地ヌバレスの故に王室財産に属するからである〔⁴⁵第一九条〕。但し四年間は、新植民者のために免税措置がとられる〔第五七条〕。又、王国の一般住民と同様に全ての租税を支払う必要があるが、一〇年間はその免税を賦与される〔第一〇、五六、六六条〕。従って、入植から一〇年の経過後は、分与地の永代借地料、教会十分の一税、諸々の租税が王権によって徴収されるのである。

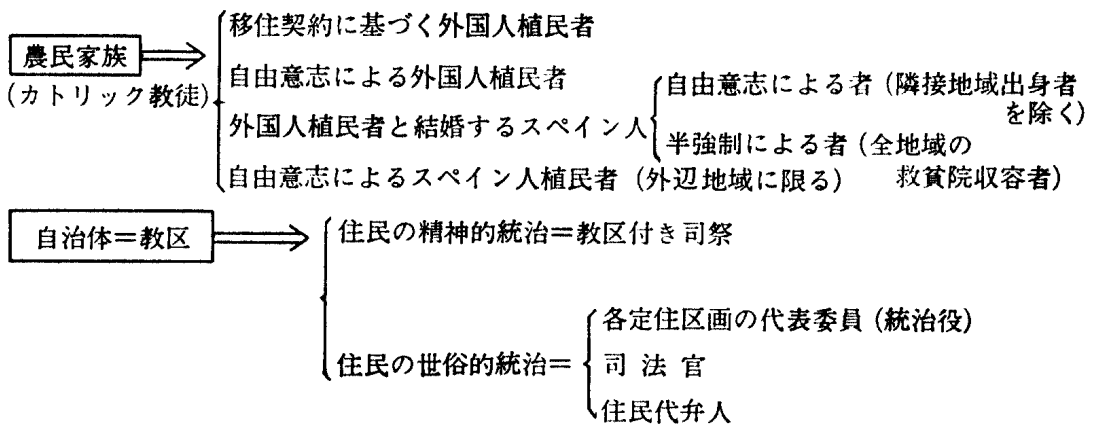
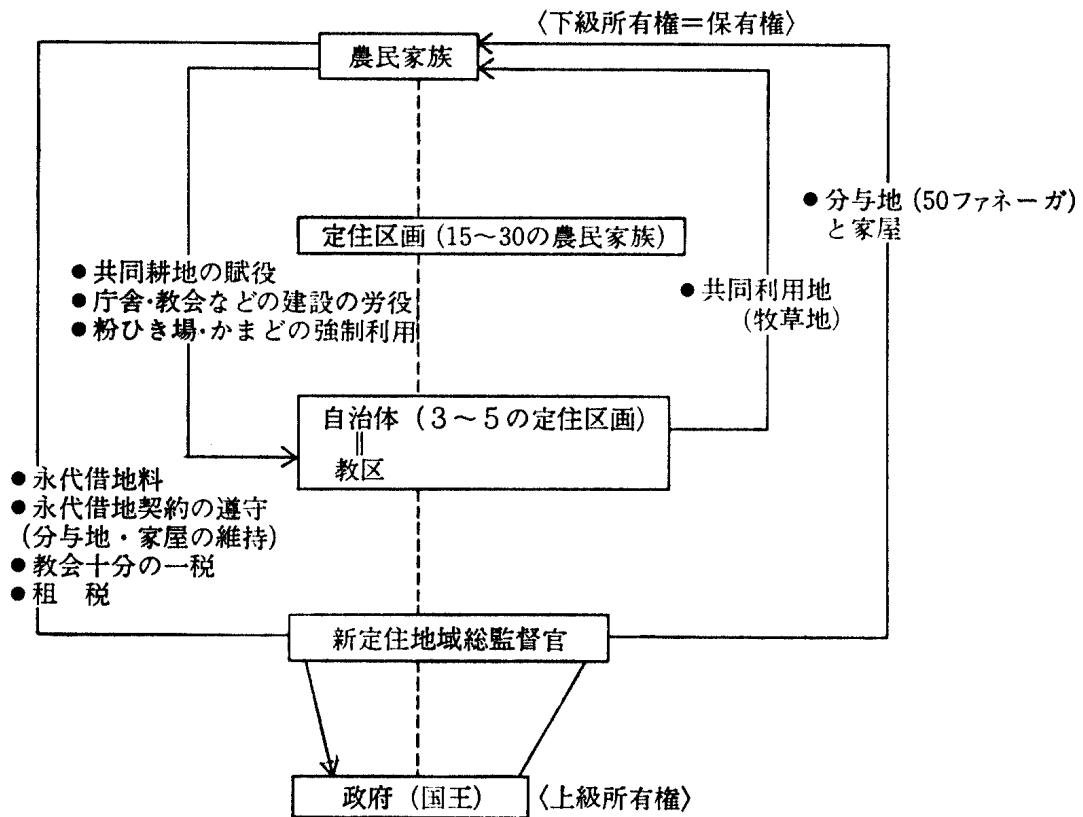
以上の諸規定の概要を図式化すれば、左記の〔図2〕の如くである。

最後に、教育に関する規定に触れておきたい。啓蒙的改革派官僚が新定住地域住民を社会的にどのように位置付けていたかを明確に知り得るからである。まず、自治体内に一つの初等教育エスクエラ・デ・プリメラス・レトジスの学校の設立を定め、全ての子供の通学を義務付ける。教会でのキリスト教教義の習得と合わせて、基本的な教育を受けることが要請されるわけである〔第七四条〕。但し、教育はそれ以上でもそれ以下でもない。新定住地域では、ラテン語研究もその他の「専門知識フアケルターデス」の勉強も禁じられる。何故ならば住民達は、「国家の神経ネルビオとして農耕、家畜飼育、そして手工業に励まなければならぬ」からである〔第七五条〕。

四

以上のような特別法に規定された新定住地域農村社会を我々は如何なる歴史的 성격のモデルと理解すべきであろうか。確かにこの社会は、アンシャン・レジームの農村社会に横たわる諸弊害の除去を念頭に構想されたものだと言え

図2 新定住地域の組織（特別法の規定による）



る。既にコスタの研究からこれまで繰り返し指摘されるように、貴族・有産市民による長子・限嗣相続財産の設定、死手団体による不可譲渡財産の設定が禁じられ、農民自身による土地の保有が保証されている。従って、殊に一八世紀半ばから深刻化した農村の問題、つまり地主による借地契約期間の短縮、地代の上昇、小作人の追放といった弊害をこの社会は免れている。⁽⁴⁷⁾ 住民達の精神的生活を担う者は教区付き司祭であると定められ、各地に夥しく存在した修道院その他の聖職者団体は、その設立が禁じられている。⁽⁴⁸⁾ 市町村自治体の官職の売買や世襲化も禁じられ、一応の選挙制が定められており、地方社会の寡頭支配と行政の腐敗の弊害を免れている。⁽⁴⁹⁾ 又、同じく一八世紀半ばから深刻化した農業と移動牧畜業の対立の問題に関しては、⁽⁵⁰⁾ 後者の諸特権を全く排除し、新村落住民のために農耕と家畜飼育の保護を明確に打ち出している。

しかしながらこのことによって、アンシャン・レジーム社会と切断された「理想的農村社会」としてこのモデルを理解することは妥当であろうか。既に特別法の分析から明らかなように、このモデル的農村社会の農業経営は、自己の分与地 \parallel 耕地と共同放牧地との利用による農耕と家畜飼育の結合した分散的で安定した小農経営である。そしてこのような経営は、カーロ・バローハの指摘した如く、特に共同体的規制や慣行の根強く残るスペイン北部の山間地帯に見られたものである。⁽⁵¹⁾ そして又、スペインの多くの農村社会で見られた小農民の没落を導く諸原因 \parallel 諸弊害が国家的法的規制によって排除されるものの、反対に農業経営の資本主義的発展の契機も閉ざされている。何故ならば、国家的統制と共同体的規制によって農民の分与地 \parallel 保有地（それは分割も集積も許されない）と共同利用地は全く維持されるからである。更に、アンシャン・レジーム社会の中間的諸団体 \parallel 諸権力（土地貴族、教会、メスタ、村落寡頭支配層など）を排して成立する「国王 \parallel 農民 \vee 」の関係も又、コスタが「農業集産主義」の先駆的形態と理解したよ

うなものではなく、 \wedge 領主——農民 \vee 関係の家父長的 \parallel 温情主義的形態と解すべきものである。何故ならば、没落の契機を免れた保有農民は、逆に常にその身分に留まること、言いかえれば上級所有権を掌握する国王のための臣民 \parallel 地代と租税の負担者たることを強制されているからである。畢竟するにモデル的農村社会の理念とは、中間的諸権力を抑えて、国家の基礎単位である小農民の創設・擁護によって身分制社会の安定強化を目指したものであり、エロルサの述べるところの「身分制社会の合理的再編成」のそれであったのである。⁽⁵²⁾

こうした性格を持った小農民創出・保護の社会的実験は、どのような過程と結果を生み出したであろうか。それらの具体的・実証的考察は今後の課題であるが、結びに代えて若干の展望を試みたい。まず、この実験の場所がシエラ・モレーナ地方の荒蕪地域に選択されたということは、既存の中間的諸団体 \parallel 諸権力の享受する諸特権を侵害しない形でしかその遂行ができないこと、つまり当初より空間的な自己限定性を持っていたことを意味した。従って、新定住地域の領域が定められ、隣接する諸村落や私人の土地との境界線をめぐって、あるいは山地の利用権をめぐって係争が生じると、政府は、総監督官の権限を限定する形でむしろ既存の諸権利の尊重を確認せねばならなかった。即ち、一七七〇年七月六日に総監督官オラビーデに与えられた訓令^{インストルクシオン}書は、「かの定住地域の諸理念^{イデアス}を有用で永続的となりうるものに限定すること」、「かの諸理念をもっとも安全でもっとも容易に達成できるものに制限すること」を訓示し、係争の防止に最大の注意を払うことを命じた。⁽⁵³⁾ しかも、総監督職から司法権が剝奪され、それは新たに国王直任の司法長官^{アルカルドス・マヨールス}が担うこととなった。⁽⁵⁴⁾ そして、啓蒙的改革の担い手であったオラビーデは、諸特権身分の反対に遭って、遂に一七七六年には異端審問所に逮捕されることになった。⁽⁵⁵⁾

その後も新定住地域には一応の安定した小農民社会が維持されたが、それは特別法^{フエロ}の存続を前提にしたものであ

り、結局、他の農村社会に対して現実的モデルとして適用されることはなく、唯一の社会的実験に終わるのである。⁵⁶⁾ ところで、啓蒙的改革の開拓事業が孤立したものに留まった理由は、アンシャン・レジーム社会の中間的諸団体の反対だけではなかった。啓蒙的改革派官僚の志向した改革そのものが、一七八〇年代以後、新たな自由主義的理念によっても批判されるようになったためであった。カンポマーネスの主導によって一七六六年に開始された「農地法制定のための審査」に対する答申が、漸く一七九五年にホベリヤーノスによって出されるが、その内容は、農地法制定の理念——国家的統制による小農民保護主義——を鋭く批判し、私的土地所有||私有財産の不可侵性と経済的諸活動における私的利益の追求の保障とを謳ったもの、即ち、反農地法の宣言であった。⁵⁷⁾

こうしたブルジョアの利害に基づく自由主義的改革は、スペインでは一八世紀末から一九世紀初めにかけての紆余曲折を経て実現するが、⁵⁸⁾ 封建的諸権利廃棄の最終的過程となった一八三〇年代に新定住地域特別法も又、廃止されるに到ったのである。一八三五年三月五日の王令は次のように宣言した。「一七六七年七月五日の勅許証によって遵守を命じられた入植特別法は廃止される。」「植民者が保有する分与耕地と宅地家屋は、限定相続財産(制度)から解放され、植民者は、すでに獲得したものや今後獲得するものを自由に処分できるものとする。」「この王令の施行以後、同植民者が王室財政に支払っていた入植地租^{カン}あるいは地代^{センソ}は廃止され、請求されることはなくなり、植民者に地所の完全なる所有権が与えられる。⁵⁹⁾」

そして、この最終的過程に到るまで新定住地域の住民が特別法に固執し、自由主義的改革に反対したということは(それはカディス憲法の政府によって一八一三年に廃止、次いで一八二〇年の自由主義革命の政府によって廃止されたが、いずれも絶対主義的反動政府の登場によって元の状態に戻された⁶⁰⁾)、モデル的農村社会建設事業が、あくまで

もアンシャン・レジームの枠内のものであったことを証左すると言えよう。

註

- (1) Defourneaux, M., *Pablo de Olavide ou l'Afrancesado (1725-1803)*, Paris, 1959, p. 233 に引用。
- (2) 「カンポマーネス文書」に含まれる史料による。「Estado General de las Nuevas Poblaciones en veinte y nueve de Mayo de 1776», *Archivo de Campomanes*, 40-19. アンダルシア新定住地域について職人家族の記載がないのは奇妙である。しかしこの史料から開拓のおおよその規模は窺い知ることができよう。
- (3) Caro Baroja, J., "Las 'Nuevas Poblaciones' de Sierra Morena y Andalucía. Un experimento social en tiempos de Carlos III," en su *Razas, pueblos y linajes*, Madrid, 1957, pp. 205-211 を参照。
- (4) Bourgoing, Barón de, "Un paseo por España," en García Mercadal, J. (ed.), *Viajes de extranjeros por España y Portugal*, Tomo III, *Siglo XVIII*, Madrid, 1962, p. 1030.
- (5) Peyron, J. F., "Nuevo Viaje en España hecho en 1772 y 1773," en *Ibid.*, pp. 815-816.
- (6) Ponz, A., *Viage de España*, Tomo XVI, Madrid, 1791, rep., Madrid, 1972, pp. 84-85.
- (7) Alcázar Molina, C., *Las colonias alemanas de Sierra Morena*, Madrid, 1930, pp. 6-10.
- (8) Caro Baroja, *op. cit.*, p. 213.
- (9) この政治的経過に関しては、差し当り Defourneaux, *op. cit.*, pp. 81-89 を参照。
- (10) テュリーゲルの提案は、Alcázar Molina, *op. cit.*, Documento 5, p. 107.
- (11) Defourneaux, *op. cit.*, pp. 175-176.
- (12) *Ibid.*, pp. 176-177.
- (13) Alcázar Molina, *op. cit.*, p. 14.
- (14) *Ibid.*, p. 14. ユッフルノーは、国王の裁可を同年三月三日とつづるが (Defourneaux, *op. cit.*, p. 178) のワットルカサル・モリーナの著書に従っておく。

- (15) この勅許証は、『最新スペイン法令集』（一八〇五年、カルロス四世の命令で編纂された）の中に法令の注釈として記載されている。 *Novísima Recopilación de las Leyes de España*, libro 7, título 22, ley 3, Nota¹.
- (16) Alcázar Molina, *op. cit.*, p. 19.
- (17) García Cano, M. I., *La colonización de Carlos III en Andalucía. Fuente Palmera, 1768-1835*, Córdoba, 1982, pp. 35-48 を参照。諸外国での植民者の徴募とスペインへの移動を担った企業に関しては、Dermigny, L., "Sète et l'Espagne. Une entreprise d'émigration au XVIII^e siècle," *Hommage à Lucien Febvre*, t. II, Paris, 1953, pp. 429-446 を参照。
- (18) Defourneaux, *op. cit.*, pp. 195-197.
- (19) *Ibid.*, pp. 191-194.
- (20) *Ibid.*, p. 194; García Cano, *op. cit.*, 48-52.
- (21) 外国人入植者の人口の推移、及び彼等のスペインへの同化の過程に関しては、Palacio Atard, V., "Los alemanes en las 'Nuevas Poblaciones' andaluzas," en su *Los españoles de la Ilustración*, Madrid, 1964, pp. 163-207.
- (22) このオラビーデの活動に関しては、ドゥフルノの研究が詳細に扱っている。Defourneaux, *op. cit.*, pp. 179-245. その他、Capel, M., *La Carolina, capital de las Nuevas Poblaciones*, Jaén, 1970, pp. 172-194; Palacio Atard, "Olavide, el Afrancesado arquetipo," en su *Los españoles...*, pp. 147-161 を参照。
- (23) 新定住地域特別法は、『最新スペイン法令集』に、第七篇、第二二章、第三の法として収録されている。本稿の付属資料として、末尾にその拙訳を掲載する。 *Novísima Recopilación de las Leyes de España*, libro 7, título 22, ley 3, "Reglas para las nuevas poblaciones de Sierranorena; y fuero de sus pobladores". 但し、『最新スペイン法令集』には全文七九ヶ条のうち、第一〜四、三三〜三七、三九、四〇、四二〜四六、四八〜五一条が省略されている。残念乍ら筆者は現在までその全文を入手できないが、カペルの著書での諸条項紹介によれば、省略された条項は植民者に分与される道具類の規定などの細部的なものであり、特別法の基本的性格を分析する際の妨げにはならない。Capel, *op. cit.*, pp. 82-90 を参照。なおこの特別法の制定過程に関しては、Defourneaux, *op. cit.*, pp. 179-180 を参照。
- (24) Palacio Atard, "Los alemanes..." p. 174.

- (25) 以下の検討は、開拓事業の理念の問題に限定してなされる。開拓事業に関する諸々の研究の状況については、*Ibid.*, pp. 165-168.
- (26) この点を指摘する最近の研究として、Vázquez Lesmes, Juan Rafael, *La Ilustración y el proceso colonizador en la Campiña cordobesa*, Córdoba, 1979, pp. 12-14; García Cano, *op. cit.*, pp. 19-21.
- (27) この点に関しては特に、Caro Baroja, *op. cit.*, pp. 205-211. 又、新定住地域特別法も第三二条で、入植地域を盗賊横行の抑止のために「王道またはその周辺」に設定することを命じていた。
- (28) パラシオ・アタールの引用による。Palacio Atard, “Las ‘Nuevas Poblaciones’ de la Ilustración,” prólogo a la obra de Capel, *op. cit.*, pp. XX-XXI.
- (29) Defourneaux, *op. cit.*, p. 180; Abellán, J. L., *Historia crítica del pensamiento español*, Tomo III, *Del Barroco a la Ilustración (Siglos XVII y XVIII)*, Madrid, 1981, p. 615 を参照。
- (30) Caro Baroja, *op. cit.*, p. 212.
- (31) Palacio Atard, *op. cit.*, p. XX.
- (32) Domínguez Ortiz, A., *Sociedad y estado en el siglo XVIII español*, Barcelona, 1976, p. 428.
- (33) García Cano, *op. cit.*, pp. 16, 22 y 203.
- (34) オラビーデやカンポマーネスの農業(農地)改革の理念も又、そのような小農経営擁護論であったことは明白である。オラビーデの農業論に関しては、Carande, R. (ed.), “Informe de Olavide,” *Boletín de la Real Academia de la Historia*, Tomo CXXXIX, 1956, pp. 357-462. カンポマーネスのそれに関しては、拙稿「カンポマーネスの『スペイン農民教育論』」(『同志社外国文学研究』第三九号、一九八四年)を参照。
- (35) Defourneaux, *op. cit.*, pp. 141-142, 181.
- (36) この点に関しては、Vergnes, R., “Dirigisme et libéralisme économique à la Sociedad Económica de Madrid,” *Bulletin Hispanique*, 1968, pp. 300-341 を参照。
- (37) Costa, J., *El colectivismo agrario en España*, Madrid, 1898, rep., Madrid, 1915, pp. 118-119.

- (38) López de Sebastián, J., *Reforma agraria en España. Sierra Morena en el siglo XVIII*, Madrid, 1968, pp. 169-172.
- (39) Abellán, *op. cit.*, p. 616.
- (40) 新定住地域開拓事業の政治過程については、既述のアルカサル・モリーナ、ドゥフルノなどの研究によってほぼ明らかとなっているが、新定住地域を構成する諸村落の社会・経済構造の分析は未だ極めて不十分である。やはり既述のバスケス・レスメスがコルドバ周辺について、ガルシア・カーノがフエンテ・パルメーラ村についての研究を著わしているにすぎず、個別の実証研究の成果が待たれる。
- (41) この分析に関しては、ロペス・デ・セバステイアンの整理を参考にした。López de Sebastián, *op. cit.*, pp. 69-93.
- (42) この点は、後のカンポマーネスの『スペイン農民教育論』で展開される主張と全く同一である。前掲拙稿、九一〇頁を参照。
- (43) この問題に関しては、拙稿「十八世紀スペインの移動牧畜業」(東京都立大学『人文学報』第一六七号、一九八四年)、一九三—一九八頁を参照。
- (44) Capel, *op. cit.*, pp. 87-88.
- (45) 一七四九年七月三〇日の教書に基づく。 *Novísima Recopilación de las Leyes de España*, libro 1, título 6, ley 13, nota 6.
- (46) Costa, *op. cit.*, p. 118.
- (47) 一八世紀後半の農村の状況については特に Anes, G., "Tensiones sociales en la España del Antiguo Régimen," en Blázquez, J. M. y otros, *Clases y conflictos sociales en la historia*, Madrid, 1977, pp. 95-113 を参照。
- (48) カロス三世の政府の国王教権主義に立った教会改革の動きについては Noel, Jr., C. C., *Cambomanes and the Secular Clergy in Spain, 1760-1780: Enlightenment VS Tradition*, Princeton University, Ph. D., 1970 を参照。
- (49) 官職の問題については Tomás y Valiente, F., "Ventas de oficios públicos en Castilla durante los siglos XVII y XVIII," en su *Gobierno e instituciones en la España del Antiguo Régimen*, Madrid, 1982, pp. 151-177 を参照。
- (50) 前掲拙稿「十八世紀スペインの移動牧畜業」を参照。

- (15) Caro Baroja, *op. cit.*, p. 214. この時期の農業経営の問題については Anez, "En la España del siglo XVIII. Obstáculos para el crecimiento agrario," en *España a finales del siglo XVIII*, Tarragona, 1982, pp. 31-36; Arnalric, J.-P., "Au XVIIIème siècle: Une agriculture bloquée?", en *Aux origines du retard économique de l'Espagne, XVI-XIX^e siècles*, Paris, 1983, pp. 7-57.
- (52) Florza, A., *La ideología liberal en la Ilustración española*, Madrid, 1970, p. 42.
- (53) この全文五二ヶ条の「訓令書」は、アルカサル・モリーナの著書に掲載されている。Alcázar Molina, *op. cit.*, Documento 126, pp. 147-159. 第一、二条の全般的訓示(本文での引用箇所)に続いて、第一二条から第二〇条までが、近隣の諸村落・私人の諸権利を侵害しないように注意した諸事項である。
- (54) 同訓令書の第三七条。なお、この訓令書の制定過程やその他の内容については、Defournaux, *op. cit.*, pp. 220-227 を参照。
- (55) オラビーデの逮捕に象徴される、啓蒙的改革と異端審問所の問題に関して筆者も別の機会に論じる予定であるが、ドゥフルノの研究 (*Ibid.*, pp. 307-395) が依然として最も秀れた成果である。
- (56) 開拓事業の一八三五年までの経過については、Alcázar Molina, *op. cit.*, 23-98; Idem, *La colonización alemana de Sierra Morena*, Madrid, 1926 に詳しい。
- (57) Jovellanos, G. M. de, *Informe sobre la ley agraria*, Madrid, 1795, この問題に関して筆者は、「一八世紀後半スペインの農業振興論——「農地法」の構想を中心として——」なる論題での口頭発表を行なった(社会経済史学会近畿部会、一九八四年一〇月)。現在、その報告をもとに論稿を準備中である。
- (58) Artola, M., *Antiguo Régimen y revolución liberal*, Barcelona, 1978 を参照。
- (59) この王令は、López de Sebastián, *op. cit.*, pp. 227-230 に転載されている。
- (60) Alcázar Molina, *Las colonias alemanas...*, pp. 80, 87-89, 96-98.

(NOTA) Este artículo se basa en la ponencia realizada por el autor en el séptimo Congreso de la Sociedad Japonesa de Estudios del Siglo XVIII, celebrado en los días 25 y 26 de mayo de 1985 en la Universidad de Kochi (Kochi, Japón).

Su conclusión es la siguiente : Al analizar el contenido del Fuero de las Nuevas Poblaciones del 5 de julio de 1767 en su contexto histórico social, consideramos injusta la interpretación general, según la cual la "colonización" es un intento de conseguir el establecimiento de "una sociedad ideal" que desierre de sí todas las rémoras que conlleva el Antiguo Régimen. Y nos parece más justificado el interpretarla como un intento de la "racionalización de la sociedad estamental", creando "una sociedad modelo" de los "vasallos-contribuyentes pequeños y medio propietarios".

《資 料》

「シエラ・モレーナの新定住地域のための諸規則、及びその入植者の特別法」

〔最新スペイン法令集〕第七篇、第二二章、第三の法
一七六七年七月五日付けのカルロス三世の勅許証

余の領土にドイツとフランドルのカトリック教徒である六千人の植民者を導入することが余に提案されて、余は幾つかの条件のもとにその導入を認可することをよしとした。それらの条件は、契約としてまとめられて本年〔一七六七年〕四月二日にパルドで公布した余の勅許証で詳細に述べられている。そして余は、顧問会議〔カステイリヤ顧問会議〕に対し、上記の入植者の導入と定住のために、余の王室財政〔国庫〕の総監との合意のもとで該当する訓令書を作成することを委ねた。この結果、顧問会議の命令で、同顧問会議の余の検察官は、以下の諸条項を含む規則のもとに同訓令書を作り上げた。余は、これらの諸条項を承認し、批准する。そして、諸条項が、記載されるとおりに文字通り、全く遵守され遂行されることを命じる。

訓 令 書

第五条 上述の〔シエラ・モレーナ〕定住地域の總監督官の最初の役目は、植民者が定住すべき場所を選択することであり、それらの場所は健康的で充分に通風があり、環境の不順を引き起こすような淀んだ水域のないところであらねばならない。更に、**図面**を作成させることであり、そうして、生じうる全ての疑問に備えて、土地の具体的位置を熟知し、その位置を会得しておらねばならない。

第六条 各々の定住区画は、一五、二〇、あるいは最大で三〇家屋からなり、それぞれに相応な〔土地〕面積が与えられる。

第七条 これらの家屋を互いに隣合わせに建てるか、それとも、農地を近くに持って、耕作への往復に時間を浪費せずその農地を囲い込んで、耕すことができるように、各入植者に割り当てられる農地に隣接して建てるかは、總監督官の裁量に任せられる。しかし、土地の状態が許す限り常に、後者の方法を優先的に採用せねばならない。

第八条 各住民に対して、平原あるいは平野と呼ばれるところに、各自の分与ないし割り当てとして五〇ファネーガ〔約三二ヘクタール〕の耕地が与えられる。もし当該地の土地の一部が灌漑地であるならば、土地の質と要請に応じてそこで野菜栽培やその他の生産が行なえるように、該当部分は均等に全員に分配されることは言うまでもない。そして、灌漑のための溝川あるいは掘割りを作ること、そして全員で**有**を按分することからしてその補修に平等に参加することは、入植者達の責任である。

第九条 丘や斜面においては、更に入植者に対して、植林地と葡萄畑のための土地が分配される。そして彼等は、谷間や山地において、牛、羊、山羊、豚の飼育のために牧草を利用し、必要な使用のために薪を切り出すことが許される。又、公共の荒蕪地に、自己の使用のための木材を手に入れたり、それを販売したりするために、各人は自己の勘定で望む樹木を植えることができる。

第一〇条 各々の新しい入植者に対して等しく分配されるこれらの土地あるいは分与地の価値〔評価額〕を知らねばならない。そして分与地の根こぎと開墾に必要とされる期間の経過後は、全ての永代借地協約の遵守とあわせ、王室への少額の租税の支払いが課されねばならない。この協約のうちには特に、有用なる入植者として常に留まること、これらの土地、家屋、牧草地、山地に関して抵当を設定したり、年賦金、永代担保、担保、貢租、そして如何なる負担も設定されないことが含まれる。〔これに反した場合は〕没収の刑に処され、〔分与地は〕新たな有用なる入植者に分配されるために王室へ容赦なく返還される。従って、又、これらの分与地を分割してはならず、死手団体〔教会や修道院〕へ譲渡することも、土地に礼拝堂、記念物、周年碑、その他如何なる性質の負担物を建立することもしてはならない。

第一条 各村落アエブにあてがわれる土地の境界が定められたならば、標識が設けられ、後に石の境界線に変えられねばならない。こうして新しい入植者と古くからの入植者との間の厄介な領域アムナの係争や議論を止めさせるために、既に入植された他の村落や新たに入植する村落からこの領域を区分せんがためである。

第二条 同じ理由で、各分与地には溝ないし境界線が設けられねばならない。新しい入植者はその分与地を囲い込むか、土地を区分する枠ないし境に果樹ないし野生の樹木を植えるようにすべきである。こうして土地は明白に区分されるからである。更に、分割される分与地ないし割り前の土地の数と、分配を受ける入植者とを記載した分リフ、デ、レバ、ル、チ、エ、ニ、エ、ン、ト配台帳が各村落に備えられねばならない。そして住民の各々に対して、自己の配当目録ないし記帳項目の写しを与えられる。それを自ら所持することで、分配台帳に訴えることなく、継続的に資格証として役立たせるためである。

第三条 ある村落と別の村落との距離は、土地の配置や肥沃さにおうじて、二分の一、ないし四分の一レグアレグアは約五・五七キロメートルのように適切であらねばならない。そして、分配台帳の最初に、「村落の」領域の図が描かれ、境界が表示されている図面が挿入されるように気をつけねばならない。それにより、領域と境界がいつでも明らかで、認知しうるからである。

第四条 それぞれ三ないし四の定住区画、状況によっては五つの定住区画は、それぞれに代表委員ダイ、ア、ブ、タ、イ、ドを持って、一つの教区フ、レ、グ、レ、シ、オ、ンあるいは自治体コ、ン、セ、キ、オ、ウ（「市町村自治体」）を形成する。これらの代表委員は自治体の統治役レ、ジ、ド、イ、ルとなる。更に、全ての村落民とその精神的・世俗的統治のために、一人の教区付き司祭パ、ル、カ、ル、ゼ、一人の司法官ア、ル、カ、ル、ゼ、そして一人の住民代弁人ベ、ル、ネ、イ、ロ、コ、ウ、ンを持つ。司法官、代表委員、代弁人は、耕作の妨げとならない祭日に、そして一七六六年五月五日の顧問会議裁決と同年六月二六日の訓令書が規定する形式に従って（「最新スペイン法令集」第七篇、第一八章、第一と第二の法）選出されねばならない。これらの役職のいずれも決して世襲化されてはならないことは言うまでもない。古くからの村落がそれらの譲渡によって蒙っている弊害をこれらの新しい村落で避けるために、役職は、常に恒久的に選挙によるものでなければならぬ。なお、最初の五年間は、定住地域総監督官が自ら、これらや同等の役職の選出を行なうことができるものとする。

第五条 自治体の諸区画の中心のような適当な地点に、教区付き司祭のための居室と扉を持つ教会、自治体庁舎、監獄が建設される。これらの建物は、これらの入植者の精神的・世俗的利用のために共通に役立つものである。

第十六条 この地点に近接して、教区域の便益となる職種の職人達を配置することができる。彼等は、その他の入植者に対する

ものと釣り合うように土地の分配をその付近で受けるものとする。

第一七条 今後、自治体の定住区画自らが水力であれ風力であれ、粉ひき場やその他の機械を設置しなければならない。それらは、第三者を損うことなく最も都合の良い場所につくることができる。但し、先んじた議論と同意が確かめられるように、それは、村^{アユンタミエント} 会で決定されねばならない。

第一八条 現在の所、教区付き司祭の選出に際しては、入植者自身の母語を話す者が必要とされる。その司祭に対する許可は、提出される証拠書が具備され、余の名において定住地域総監督官の任命があつて、司教区の司教によって与えられる。しかし、外国人司祭を使う必要性がなくなったならば、その選出は、全ての資格者の中からの選考となり、会議の諮問により国王陛下が王室庇護権^{バトロナート}によって任命する。

第一九条 これらの未開墾地のもたらす教会十分の一税は、新開地^{ヌバレス}として王室財産に全く所属する。それは、放棄された、あるいは永続的に耕作のなかつた土地が多大な出費によって実り豊かになつたのであり、国王教権の使用、及びこれらの新定住地域の設立が王室に引き起こした経費を償却するということを根拠とする。これに対して出される周知の王室の権利からしてもっともとは言えないような要求、あるいは悪評に対しては、檢察官^{フィスカレス}が弁明と擁護に立たねばならない。

第二〇条 「追放された」イエズス会の修道僧のものであり、教会のために役立っていた「各教区内の」学校^{コレヒョス}において空白となつている礼拝堂付司祭の職は、教区付き司祭が携わるものとする。この従事にあつてはその創設者の精神が守られねばならない。そして他方において総監督官の判断に従つて、余の王室財政からその教区付き司祭に対して一定収入^{シントウアー}が与えられる。

第二一条 新定住地域の各自自治体は、役畜の放牧と飼養のために牛の飼養牧場^{デエサガヤル}を持たねばならない。これらの牧場の中で余分の牧草地が仮にあつたとしても、それは賃貸されてはならず、役畜の補充となるような飼育牛と野育ちの牛の牛飼い場として役立てねばならない。そしてメスタ^{メスタ}（「移動牧畜業者組合」も如何なる牧畜業者も、牧草地永代利用権^{ガセシオン}を獲得したり、別の種類の牧畜を導入したりすることは許されない。又、これらの牛の飼養牧場は柵で囲まれ、境界標を立てられて、水飼い場のための水があるのに加え、可能ならば自治体を構成する全ての場所にとって手近な地点に配置される。その指定も又、上述の定住地域総監督官が自らの権限で行なわねばならない。

第二二条 住民が共^{ボル・コンセハ} 同で暇な日に耕作し、その産物を共同の経費や公共事業にむける自治体共同耕地^{セナトリラ}ないし共同利用地^{ベウハル}のために幾らかの土地を設定した方が都合が良いと思われれば、自治体共同耕地の名で同様にその区画を定めることができる。

その場合も、牛の飼養牧場と同じく分配台帳に登録される。なお、これらの村落において、食料に対して自治体特別税を課したり、商業の妨げとなる専売権をもった店や事務所を設けたりすることは決して出来ない。

第二三条 新定住地域の場所や領域の選択は、総監督官の裁量によるものとする。但し総監督官は、山脈〔シエラ・モレーナ〕に隣接する町村の住民が本当の損害を蒙ることがないように、彼等が実際に自ら耕作を行なっていないところにその選択がなされるよう努めねばならない。もし新しい村落の領域内に斑点のような土地〔飛び地〕があつて、水飼いの場のための水を手に入れるために、あるいは境界線を完全にするために、そのような土地を併合する必要があるならば、取り上げるものと等しい、あるいは同等の土地を別の場所に当事者に与えることで、総監督官は併合を実施できる。全てこのことは、元の土地と交換地を測定し整える鑑定人の介入を通じて、平明かつ誠実に行なわれねばならず、交換に与えられた場所は、余の王室財政の費用で切り開かれるものとする。然るべき期間でやり遂げるために迅速と敏活を要する事業〔シエラ・モレーナ開拓事業〕に意図的な反対を引き起こしたり許したりしてはならないからである。

第二四条 上級の判定を必要とする不確かな訴訟が起こされた場合には、定住地域総監督官は、顧問会議において適切な審理過程が与えられるように〔訴訟〕当事者を顧問会議へさし向けなければならない。そして、このことに関して明白な命令を受けない限り、総監督官はこの訴訟のために自らの業務を遅延させる必要はない。何故ならば、新定住地域の境界画定と設立は、性急かつ即決的性質のものと判断され、そして、軽微の損害の修復は〔その償いのためには常に時間がある〕、余の王室財政の浪費と〔入植〕家族の落胆をもたらすこれらの家族の定住の遅延と比べればはるかにとるに足らないものだからである。

第二五条 上述のことからして、新植民のためにふさわしい場所として、シエラ・モレーナの未開墾地が考えられる。それらは特に、エスピエル、オルナチュエロス、フエンテオベフーナ、アラニス、エル・サントウアリオ・デ・ラ・カベサ、ラ・ペニユエラ、ラ・アルデグエラの各領域、隣接の領域を含むマルティンマールの飼養牧場であり、一般的には、山脈とすそ野の地域で総監督官が新村落を設立するのにふさわしいと判断した場所である。

第二六条 標識の設置あるいは境界線画定が行なわれてゆくのに従つて、その地図あるいは面布を作成させねばならない。そして土地の切り開き、家屋の建設、その他関連する準備を遅らせることなく、顧問会議に対して境界の表示されている〔地図の〕複写を送付し、顧問会議はそれを承認するか、付加すべきことがあれば注意を与える。これらの作図は、生じうる訴訟を理解し、熟考して決定を下すためにも役立つ。一方、総監督官は、その統治のために別の複写を残しておき、第一三条の規定に従い、分配

台帳の中に適宜それを挿入する。又、これらの図面には、作成にかかわった技師、測量師、あるいは専門家とともに総監督官の署名がなされる。なお、コルドバ地方監察官インテンデントによって送付されたエスピエルの廃村地図が、「作図の」モデルとして役立つ。

第二七条 植民者は、家屋の数と各領域の収容力に応じて、新定住地域のために画定された場所に移入してゆき、掘立小屋ないし野小屋を建て、土地の根こぎと切り開きを始める。この際、同一母語の者達と一緒に配置するように注意せねばならない。現在の所、彼等は自分達の言葉の教区付き司祭を持つことができるが、幾つかの場所に離れて定住するならばそれはより困難となるからである。

第二八条 とは言え総監督官は、彼等を国民の団体クエムパにより容易に組入れるために、新入植者に男女それぞれのスペイン人と結婚することを奨励することができる。しかし現在の所、コルドバ、ハエン、セビーリヤ、ラ・マンチャの地方の出身者であってはならない。新しい場所へ移住するために、近辺の場所の人口減少を引き起こすことが生じてはならないからであり、この点について総監督官とその補佐は厳格に対処せねばならない。

第二九条 これらの婚姻と結合のために必要とされる人を設置されている救貧院ホスピタに求め、その地方に定住させることは、総監督官に許可される。但しこの者達は、キリスト教の教義を習得し、糧を稼ぐための何らかの訓練を受け堪能となっているか、農耕に従事するために充分なたくましさをもっていることが必要である。

第三〇条 設置されている、あるいはこれから設置されるコルドバ、ハエン、セビーリヤ、アルマグロの救貧院に収容された人々は、シエラ・モレーナの新定住地域へ連れてくることの禁止〔八条項〕には含まれない。何故なら彼等は浮浪者であり、古い定住地をごまかしてではなく、怠惰ともものぐさにそのかさされて自分達の家庭オガシレスを見捨てた者だからである。

第三一条 前述のことからして、総監督官は、設置されている、あるいはこれから設置される救貧院を管理する者と連絡を取り合う必要がある。又、当該の地方監察官や都市長官コレヒドールと必要な事柄について了解し合わねばならない。そして、前述の救貧院や慈善院カサニダは、山脈に有用で勤勉な住民を補充するための、入植者の絶えざる苗木ないし養成所として見なされねばならない。

第三二条 幾つかの条件の中でも特に次のことに総監督官は留意せねばならない。即ち、産物を搬出するのが最も容易であり、合わせて人通りができて、周知の盗人や追いはぎに対する防衛として役立つという有用性のために、新定住地域は王道カミニス・レアルまたはその近くに設定されることである。

第三八条 職人である植民者は、直ちに定住地の役に立つように雇用されうるために、それぞれの職種カサニダの道具を備えていなければ

ばならない。

第四一条 各家族に対して二頭の牛、五頭の羊、五頭の山羊、五羽の雌鶏、一羽の雄鶏、そして一匹の繁殖用の雌豚も分配される。

第四七条 総監督官は、最も適当と判断する場所に、週毎の免税市場を一つ、新しい村落の規模によっては二つないしそれ以上を設置せねばならない。何故ならば、このようにして入植者達と軍隊は必要とする物を便利な通常の価格で供給されるからである。

第五二条 言及された全てのこと、及びこれに付属し関連するその他のことについて、一人ないしそれ以上の人々に再委任する権限を含めて、完全なる権威を上述の総監督官に授与する。総監督官は、全ての地方監察官、都市長官、裁判官、及び司法官、直から全く独立しており、顧問会議の第一統治法廷にのみ従属し、経済問題については、王室財政の総監にのみ従属する。このようにして彼は、その権限の行使において混乱させられることはなく、又、その権限の効果を妨げられることもない。ところで、あらゆる点で定住地域が確立されたならば、これらの地域〔の諸区画〕は、それぞれの郡〔管轄区〕の共通法に従属することになる。しかしその時までには、隣接の司直は新しい入植者に干渉することはできないし、近辺の諸村落の住民も新しい村落の領域に自分達の家畜を入り込ますことはできない。そして、新しい村落の、古くからの村落の領域に対する場合も同様である。何故ならば、〔新旧の〕このような共用は常に有害であり、古くからの定住民と新しい定住民の間で容易に生じる不和や嫉妬を避けねばならないからである。もちろんこうした不都合は、新しい定住民が〔スペインの〕国土と共通語に馴れてしまえばなくなるものである。

第五三条 この訓令書は、分配台帳の冒頭にも書き入れられねばならない。いつでもそれが確認され、新定住地〔の住民〕によってそれが、不変の入植特別法、及びこれらの定住地にならって新たに設けられてゆく定住地のための規則として見なされんがためである。

第五四条 早くに達成できないとしても、二年間の範囲で各住民は自分の分与地と住居とを通常のものにしなければならぬ。それがなされない、あるいはその管理に放棄が見られる場合には、その住民は浮浪者の類と判断される。そして定住地域総監督官の裁量によって、状況次第で彼は陸軍ないし海軍への軍役、又は他の適当なものにさし向けられる。しかし、偽りでない正当な理由によると判断されたならばその〔開拓の〕期間は延長されうる。

第五五条 分配された土地の根こぎ、開墾、耕作のための指定された年数においては、植民者は余の王室財政に対して永代借地^{カレン・エンプレ}料を理由とする地租^{ペインシオン}やいかなる承認料も払う必要がない。その決定は、王国の諸法に照らして、定住地域総監督官の分別ある調整に任されるものとする。

第五六条 王国に移入する外国人の職人に対しては、王国の法によって六年間、租税と自治体税が免除されているが（『最新スペイン法令集』第六篇、第一章、第一の法）、入植者の資質と、建設し開墾し土地を耕作するのに要する多大な労力とを考慮して、この期間を一〇年に拡大する。

第五七条 これら〔新定住地域〕が新開地^{ニューレシス}であることを考慮して、植民者の利益となるように四年間の〔王室に支払うべき〕教会十分の一税の免除を植民者に与える。そして彼等に立てられる如何なる悪評に対しても検察官の擁護がなされる。又、四年間の経過後は常に、第一九条に規定されるように、〔この十分の一税は〕王室資産の利益となる。

第五八条 総監督官は、王室財政と同様の協定を入植者と結んでシエラ・モレーナの場所を自らの勘定で開拓しようと望む資力のある人々に対してその請願ないし提案を受け入れることができる。そして、この経費と支出を償うために余の国王の名において十分の一税を徴収する権限を彼等に委任することができる。そして総監督官は、彼等からこの権限を剝奪したり、王室資産から〔同額の〕支払い処理をしたり王室財産に組入れたりしてはならず、この点で取りきめられたことは彼等に対して忠実に守る必要がある。余の至高の承認を受けるために顧問会議を通じて余に諮問すべき事柄だからである。

第五九条 新しい住民は自分の家屋を住んでいる状態に維持し、それぞれの場所に留まる義務を有する。そして一〇年間は、余の許可がない限り彼等も、彼等の息子や外国人の召使も別の住居へと移ることは出来ず、これに反するならば、陸ないし海の軍役にさし向けられるという刑罰を受ける。このことは、植民者が低い身^{コンディシオン}分である故になされるのではない。彼等の出身国において農民達は一般に、〔移動を制限された〕居留者^{マネンテス}ないし帰属^{アドスクリプティオス}民の性質と負担を帯びていたと思われる。

第六〇条 一〇年を経過後も入植者、及びその子孫あるいはその資格をもつ者は、土地を享有するためには家屋を住んでいる状態に維持しなければならない。これに反するならば没収の刑に処され、その土地は別の有用な入植者に分配される。

第六一条 入植者は、相続者の間にであつてもその分与地を分割することはできない。何故ならば分与地は一人の者の手に分割されずに保持されねばならないからである。同様に既に規定されているように存命中の契約によってであれ、遺言によってであ

れ、死手団体へそれを譲渡することも出来ない。これに反した場合も又没収の刑に処される。そして、このこと〔「譲渡」は、失効条項をもって禁止されている故に、慣習も規定も占有も、あるいは時間の経過もそれを正当化することはできない。更に、永代借地契約の性質とそれを契約する際の通常の方法とに従って、分与地に年賦金やその他の負担を設定してはならない。〕

第六二条 それぞれの割り前の土地あるいは分与地は、分割されずに保持されて、父から息子に、又は最も近い縁者に、又は他の分与地を持たない有用な農民と結婚した娘に受け継がねばならない。何故ならば一人の同じ人物に二つ〔の分与地〕が結合されてはならないからである。従って政府の側は、耕作と定住民が漸進的に増大してゆくように、引き続き第二子、第三子等へ土地ないし新たな分与地を分配するように配慮せねばならない。

第六三条 もしある者が遺言なく死亡し、分与地を継承する権利を持つ周知の相続人を残さなかったならば、その分与地は王室に取り戻され、新しい有用な入植者にとって代わられる。

第六四条 有能な人物、即ち世俗の納税者である農民になされた譲渡については、部分ではなく分与地全体の譲渡であれば、所有者の移転を明らかとするために分配台帳の中にそれを記帳する。そしてもしその契約が入植特別法に反するような場合、承認の責任は王室に属する。

第六五条 有償の契約によってある入植者から別のものへの分与地の譲渡が起こったならば、〔七部〕法典〔七部法典〕第五部、第八章、第二九の法〕の規定の割合で五〇分の一の額の移転税が王室財政に払われねばならない。そして、これに反すれば売却と譲渡は無効で効力のないものとされ、売却による所有権の移譲はなかったものとされる。

第六六条 一〇年の免税期間が過ぎたら、これらの新しい入植者は、その時に他の余の臣民から徴収される全ての租税と、第五五条で規定されたように、〔王室の〕上級所有権を承認する理由で取り決められる永代借地料とを余に払わねばならない。

第六七条 これらの村落において植民者は、同時に農民と家畜飼育者であらねばならず、そのことなくして農業の繁栄は達成されない。王国の大多数の村落で哀れにも蒙っているように共同利用〔の牧草〕をわずかの牧畜業者が使い尽すことがあってはならない。従って各住民は、その家畜を各地で画定された、あるいは画定される共有の草地に入り込ませることの他に、それぞれの分与地の牧草を自分の家畜のために排他的に利用することができる。

第六八条 今後自治体所有地の一部が賃貸される場合、その住民に優先権が与えられる。そして一度その土地を享有するように

なつた者は、二年間賃借料の支払いを滞らせたり、同期間その耕作を放棄しない限り、その土地から放逐されることはない。そして、放逐の場合、当該地は別の活動的住民に賃貸される。

第六九条 一般的規則として如何なる賃貸借においても〔自治体〕住民は、よそ者^{フォラスチロ}よりも優先権を与えられる。

第七〇条 おのおのの教区あるいは自治体の定住民は、共通の有用性のために当てられる施設として、教会、村庁舎、監獄、かまど、及び粉ひき場の建築の手助けをする義務を有する。又その後も、〔自治体が〕共有資金を欠く場合にはその修繕に協力しなければならぬ。

第七一条 かまどと粉ひき場の収益は、村落自治体の資産に充^{プロビシオス}当される。定住地域総監督官が自治体共同耕地ないし共同利用地のために指定した耕地の地租も同様である。これらの土地を第六八条の規定に基づき住民に地租を課して貸与するか、それとも共同で播種し耕して収益を〔自治体〕資産に充^{プロビシオス}当するかは、自治体を構成する諸区画の裁量に任される。この制度は、顧問会議の規定と命令に基づき、一七六〇年七月三〇日の訓令書〔最新スペイン法令集〕第七篇、第一六章、第一三の法〕に従って統轄される。

第七二条 各場所において、スペイン人の、特にムルシア、バレンシア、カタルーニャ、アラゴン、ナバーラ、及びガリシア、アストウリアス、モンターニャス〔サンタンデルの二地方〕、ビスカヤ、ギプスコアの北部沿岸の住民を一人ないしそれ以上、ただちに受け入れることは、外国人を本国人と一緒に集め、相互の結婚を行なわすために有益である。なお、これらの住民も外国人の植民者と同じ規則に従うものとする。

第七三条 〔入植〕契約に含まれていないとしてもカトリック教徒の外国人であれば、この定住地域に受け入れる。その際、彼等の入植と祖國が書きとめられ、前述の契約による者達と同様に彼等に対して土地、農具、補助品が分配される。

第七四条 すべての子供は初等教育の学校に通う必要がある。各自治体にはその諸区画のために一つの学校が設けられねばならない。又、この学校は、彼等が〔キリスト教の〕教義とスペイン語とを同時に学べるように、教会の近くに設置されねばならない。

第七五条 新定住地域においては、文法〔ラテン語研究〕の勉強が行なわれてはならず、その他より大きな専門知識〔高^{フインクルタデス}等教育〕の勉強はなおさらである。この類の場所でこれらの勉強を禁止する王国の法の規定〔最新スペイン法令集〕第八篇、第二章、第一の法〕は充分理由のあることであり、これを遵守せねばならない。何故ならばその居住者達は、國家の力の神經^{ネルビオ}として農耕、家畜飼育、そして手工業に励まなければならぬからである。

第七六条 牛の飼養牧場を賃貸すること、及び共同牧草地、ぶどう畑のぶどうの葉、刈り跡地の利用を放置することは、農耕と家畜飼育を滅ぼす起原となり、少数の者にそれを独占させることとなる。従って、このように自由意志に任せることや、農民ではない牧畜業者が存在することは、完全に禁じられねばならない。そして共同牧草地の利用が等しく分配されるように、同牧草地に各住民が入り込ますことのできる家畜頭数は規制されねばならない。この遵守のために総監督官は、適切な自治体規オルデナント約を作成し、政府の方針が理解されそれに従って行動するように、それぞれの言語への翻訳を通じて、新植民者とその他の管轄下にある者

とに同規約を熟知させねばならない。

第七七条 王国議会で協定されたミリヨネス税(特定官消費税)の設置に伴う第四五の条件は文字通りに遵守されねばならず、男であれ女であれいかなる修道院、(「聖職者」)団体も、たとえそれが救護所、伝道所、住居、穀物倉の名目によるものであっても、又、その他の言いわけや口実、施療活動の名目であっても、設立を許可されてはならない(『最新スペイン法令集』第一篇、第二章、註の一)。何故ならば、全ての精神的なことは、教区付き司祭と司教区の司教が責任を負うべきであり、世俗のことは、施療活動を含めて、司直と村アウシラミエイト公が責任を負うべきだからである。

第七八条 病人に薬を与えるために、イエズス会修道僧の家屋にあった薬剤のいくらかをこの新定住地域に運び入れることはできる。施療活動はまず暫定的に取り決められて、そうこうする中に軍隊で遵守されている規則と、総監督官が慎重に書き上げる規則に従って、村落はその施療活動をうち立て定着させねばならない。

第七九条 この訓令書に含まれる全てのことは、新定住地域を管理する責任を負う監督官コメンダドスと入植者自身によって遵守されるだけではなく、王国の裁判官と司直によっても遵守されねばならない。そのためにこの訓令書は、正式の厳粛なる形で全ての者に周知されるために、適当なあらゆる所に伝えられ、印刷されて配布される。